

## 評議員細則

1. 評議員の選任は、会員の申請に基づき、理事会で候補者を選び、評議員会において推薦し、総会で決定する。
2. 評議員は原則として会員歴 5 年以上の者とし、下記の要件のいずれかを満たすものとする。
  - ① 最近 5 年のうち 3 年以上の本学会学術集会（総会）への参加を必要とする。
  - ② 総会への参加が 2 回の場合は、加えて高血圧フォーラム 1 回以上の参加、または、総会への参加が 2 回の場合は、加えて 2 回以上関連学会（国際高血圧学会、欧州高血圧学会、米国高血圧学会、日本循環器学会、日本腎臓学会など）への出席を必要とする。
3. 新たに評議員に申請するにあたっては、下記の書類 1 部を毎年 6 月 30 日までに理事長宛\*に提出すること。（\*事務局気付の提出となる）
  - ① 評議員申請書
  - ② 評議員候補者の履歴書
  - ③ 研究業績目録：高血圧に関する原著論文 5 編の別刷り 1 部添付、うち 1 編以上は英文原著論文（co-author 可）を含む。
  - ④ 本学会総会及び関連学会参加リスト（参加証のコピー又は参加を証明する書類を添付）
  - ⑤ 評議員 3 名の推薦書
4. 評議員の資格を更新する際は、任期終了日の 3 カ月前から 2 カ月までの間にオンラインにて評議員更新申請を行うこと。
5. 評議員は次の理由により、その資格を喪失する。
  - ① 正当な理由を付して評議員としての資格を辞退したとき。
  - ② 本学会の定款 9、10、11 条の規定にしたがって、会員としての資格を喪失したとき。
  - ③ 申請書類に虚偽が認められたとき。
  - ④ 更新の申請書が提出されなかったとき。
6. 本学会理事長は評議員としてふさわしくない行為のあったものに対して、総務・財務委員会、及び理事会の議決によって評議員の資格を取り消す、または資格を停止することができる。
7. 評議員は、通常総会開催年の 3 月 31 日までに満 65 歳に達した者を定年とし、その年の通常総会の日をもって退任とする。

## 附則

1. 本細則は平成 18 年 10 月 18 日より施行する。
2. 本細則は一部改訂の上、平成 19 年 10 月 26 日より施行する。
3. 本細則は一部改訂の上、平成 19 年 12 月 22 日より施行する。
4. 本細則は一部改訂の上、平成 23 年 10 月 20 日より施行する。
5. 本細則は一部改訂の上、平成 26 年 8 月 4 日より施行する。
6. 本細則は一部改訂の上、平成 28 年 3 月 17 日より施行する。
7. 本細則は一部改訂の上、令和 6 年 12 月 15 日より施行する。